

鳥取砂丘における撮影行為についての指導マニュアル

本マニュアルは「山陰海岸国立公園管理計画書（平成22年3月）」6 その他国立公園の適正な保護及び利用促進のために必要な事項、（5）その他の事項、②利用者の規制、鳥取砂丘の利用指導方針、（イ）業務に伴う撮影に係る行政指導のマニュアルである。

1. 本マニュアルの対象となる行為

- （1）テレビや雑誌等の業務に伴う撮影行為。
- （2）手持ちの小道具を用いる撮影行為（コスプレ等）や、自然公園法の規制（5（1）①参照）に係る撮影機材等を用いる撮影行為。
- （3）ドローンによる撮影行為。
- （4）その他、関係機関において情報共有すべき撮影行為。

2. 確認事項

- （1）一般公園利用者を排除しないものであること。
- （2）長期間に亘り、同じ場所を占有するものでないこと。
- （3）主要展望地である「馬の背」、「オアシス」周辺については、公園利用者の展望、観察等の妨げにならないよう留意すること。
- （4）撮影機材を砂丘に置く場合は撮影時間内限りとし、撮影終了後は、跡地を風致景観の保護上支障のないよう原状回復すること。

3. 手続き等

- （1）1の対象行為を行おうとする者は、行為を行う1週間前までに撮影団体名、担当者名、当日の連絡先、撮影予定日時、砂丘に置く撮影機材、撮影用小道具、撮影人数、撮影内容などを記載した概要書をFAX等任意の方法により鳥取砂丘ビジターセンターに提出する。（手持ちカメラ等小規模撮影機材による撮影については、小道具やドローンを使用する場合を除き、概要書の提出は要しない。）
- （2）概要書を受け付けた鳥取砂丘ビジターセンターは、撮影行為者に2の事項を伝え、適宜、関係機関のウェブサイトを案内する。
また、概要書の情報を関係機関に共有する。
- （3）情報共有を受けた関係機関は、関係法令の手続きが必要な場合は、撮影行為者に連絡し、手続き等について指導する。

4. その他

- （1）関係機関は以下のとおりとする。
 - ①環境省近畿地方環境事務所浦富自然保護官事務所
 - ②鳥取県生活環境部緑豊かな自然課
 - ③鳥取県生活環境部緑豊かな自然課砂丘レンジャー詰所
 - ④鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課
 - ⑤鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課
 - ⑥鳥取市教育委員会事務局文化財課
 - ⑦山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター

(2) このマニュアルは、平成 22 年 3 月 18 日より施行する。

平成 30 年 4 月 5 日改正

令和 3 年 3 月 12 日改正

5. 参考事項（撮影機材等の持ち込みに関する法令）

(1) 自然公園法の解釈

①許可を要する行為

- ・工作物を土地に定着させる行為

（自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号及び第 21 条第 3 項第 1 号「工作物の新築」に該当する行為）

（注）人力運搬が不可能なものを砂丘内に置く行為、撮影用レールを砂丘内に設置する行為、撮影機材（例：集音マイク）を砂に突き刺し固定する行為、天幕を設営する行為、発電機や大型音響機器、照明機器等、容易に除却できないものを砂丘内に置く行為等が含まれる。

②許可を要しない行為

- ・人力運搬が可能な小規模撮影機材等を砂丘面に置く程度の行為。

（注）人力運搬が可能な小規模撮影機材等とは、カメラ三脚、ケーブル、バッテリー、収録モニター、録音デッキ、照明レフ板、スタンド、イス等をいう。

- ・人力で運搬可能な小さな工芸品等を被写体として砂丘内に置いて撮影する行為。

（注）人力で運搬可能な小さな工芸品等とは、二人程度の人力で一度に運搬可能なもので、1 個の立面積、人力で一度に運搬した物を組み立てて砂丘へ置いた立面積、マット状に広げた平面積等が横 1 m、縦 2 m 程度のシルエットより小さいものとする。

（面積基準は立面と平面は同じ。）

(2) 文化財保護法の解釈

天然記念物指定区域内で（1）①記載の行為は許可を要する行為（文化財保護法第 125 条第 1 項に該当する行為）。ただし、第 125 条第 1 項中のただし書については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条を参照すること。

また、（1）②記載の行為は許可を要しない行為である。

(3) 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の解釈

ドローンによる撮影の場合は、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例及び鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドラインに沿った撮影方法となるよう調整し、関係機関に情報を共有すること。

(4) 各法令所管部署（窓口）

①自然公園法

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・環境省近畿地方環境事務所浦富自然保護官事務所 | TEL 0857-73-1146 |
| ・鳥取県生活環境部緑豊かな自然課 | TEL 0857-26-7200 |
| ・鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課 | TEL 0857-30-8293 |

②文化財保護法

・鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課

TEL 0857-26-7525

・鳥取市教育委員会事務局文化財課

TEL 0857-30-8421

③日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例

鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドライン

・鳥取県生活環境部緑豊かな自然課砂丘レンジャー詰所

TEL 0857-22-0583